明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（総務四八）　一
○確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働九〇）　四
○保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令（同九一）
〔告示〕
○大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて関税定率法第八条第九項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件（財務一三一）　六
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針を改正する件（厚生労働二〇一）
○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針を改正する件（同二〇二）　九
○看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針を改正する件（同二〇三）
〔公告〕
諸事項
裁判所　破産、免責関係
特殊法人等　独立行政法人都市再生機構、税理士登録者、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係　一〇
地方公共団体　行旅死亡人関係　二
会社その他　三
会社決算公告　四

省令

○総務省令第四十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百九条の四第五項、第百九条の七第四項（同令第百九条の八において準用する場合を含む。）、第百十条の二第四項（同令第百十条の三及び第百二十五条の三において準用する場合を含む。）及び第百十条の四第四項の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月八日

総務大臣　山本　早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二十八号様式の六その一備考4中「15,300円」を「15,800円」に改める。

別記第二十八号様式の七備考4中「7円50銭」を「7円71銭」に、「262,500円＋6円48銭」を「269,850円＋6円66銭」に改める。

別記第二十八号様式の八備考4中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円＋4円88銭」を「375,500円＋5円02銭」に改める。

別記第二十八号様式の九その一備考4中「53,388円」を「54,914円」に改め、同様式その二備考4中「50,548円」を「51,992円」に改め、同様式その三備考4中「38,621円」を「39,725円」に改める。

別記第二十八号様式の十備考4中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円06銭」に、「255,240円＋26円73銭」を「262,530円＋27円50銭」に、「35円」を「36円」に改める。

別記第二十八号様式の十二その一（別紙）その2中「15,300」を「15,800」に改め、同様式その二（別紙）備考1中「7円50銭」を「7円71銭」に、「262,500円＋6円48銭」を「269,850円＋6円66銭」に改め、同様式その三（別紙）備考1中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円＋4円88銭」を「375,500円＋5円02銭」に改め、同様式その四（別紙）中「53,388」を「54,914」に改め、同様式その五（別紙）中「50,548」を「51,992」に改め、同様式その六（別紙）中「38,621」を「39,725」に改め、同様式その七（別紙）備考2中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円06銭」に、「255,240円＋26円73銭」を「262,530円＋27円50銭」に、「35円」を「36円」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十五条第四項第二号、第五十七条、第六十条第三項、第六十三条、第七十八条第三項、第九十七条及び第百五条、確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第二十三条第四項、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第三十七条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四十三条第三項第二号及び第四項第二号（同法第七十三条において準用する場合を含む。）並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十四条の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久